

「介護事業所のBCP作成方法」（令和5年8月9日実施）受講アンケートの際の質問に対する回答

①訪問サービス

質問	回答
<p>訪問事業所の場合の備蓄の中で、食べ物や飲み物などについてですが、職員の数の確保は必要だと思いますが、利用者などの備蓄については訪問事業所で管理しないといけないのでしょうか。</p>	<p>被災後3日目まで自力で業務出来ることが目安とされております。職員分は確保していただくともに、利用者分の確保については義務ではありませんが、訪問先の状況に応じ御検討ください。</p>
<p>3、4名規模の職員配置（訪問介護）の場合、BCPの体制はどうしたら良いのか悩んでいます。特にスタッフにコロナウイルス感染症が発生したとき、少ない人員でどう業務継続していくのか、作成上、頭を抱えてしまいます。小規模（3名～4名程度）の場合の作成におけるポイントの話を聞きたい。</p>	<p>平時からの近隣の法人や事業所、所属する団体を通じて等、協力関係を築くことが重要です。自治体を通じ地域での協力体制を構築、近隣住民の方々やNPOとの普段からの関係性の中でぐっと選択肢が広がることもあり、普段から多くの選択肢を持てるよう、良好な関係を作ることを目指しましょう。</p> <p>また、項目については、地域の実情や実態に応じて設定してください。</p>
<p>少人数の場合、大きな組織とは異なると思いますが、どういう記載をすれば良いか、教えていただきたいです。</p>	<p>記載内容は規模の大小によるものではありませんが、項目については、地域の実情や実態に応じて設定し、被災した時に各職員が具体的に行動できるような計画を目指してください。</p>
<p>単独のステーションと精神科の方を多く受け入れているため、協力連携出来るステーションが少ない（専門性もあるため）。ステーション同士の連携、地域や行政などとの連携で工夫できることがあれば教えてください。また、小さな規模のステーションで災害時の備品や備蓄するものを保管することが難しい場合、何か工夫出来る対策などはありますか。</p>	<p>避難先においてサービスを提供することも想定されるため、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫したり、同一法人で複数の事業所があれば事業所間で連携して備蓄をするなど、御検討ください。</p>
<p>作成についての足掛かりは掴めたように思いますが、小規模の事業所では実効性のあるものとするのが難しいように感じています。出来る範囲のことから始めていくのか、最初からレベルの高い物を目指すのか、アドバイスをいただけますでしょうか。</p>	<p>出来ることから始め、BCP作成後は、「定期的に訓練（シミュレーション）の実施→職員への周知と課題の洗い出し→BCPの修正」を繰り返し、ブラッシュアップすることが有効です。</p>
<p>細かいことが分からない時は、どこに聞くのがベストなんでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無料の専門家派遣は行っていませんが、専門家の派遣をご希望される場合は、介護労働安定センター等と連携し紹介させていただく等対応させていただきます。 ・一般的な質問であれば指定権者（県指定の事業所は県高齢福祉課、市町村指定の場合は各市町村の介護保険担当課）にお問い合わせください。

<p>訪問介護においては、災害などの緊急時に他事業所と連携した場合の契約や請求は後日になると思われませんが、参考対応事例があればと思われま。</p>	<p>事後的に対応することが想定される項目については、あらかじめ協定書等で定めておくのが望ましいと思いますが、緊急時には、想定外の対応が必要となる場合もありますので、柔軟な対応が求められます。</p> <p>参考対応事例については、今後セミナーを開催する場合に、御意見を踏まえ検討して参ります。</p>
--	---

②通所サービス

質問	回答
<p>BCPの記録を残すフォーマットがあるのか。BCPの厚労省発行の書籍は購入しなければならないのか。</p>	<p>策定のひな形は示されていますが、BCPの記録については、各自、運用や見直しがしやすいよう対応ください。書籍は策定・見直しの参考になるとは思われますが、必ずしも購入しなければならないものではありません。</p>
<p>自然災害BCPにおける他施設との連携について、具体的な連絡先を持ち合わせていない、または結果として具体的な連携先を得られなかった、というような場合はどのような計画にすれば良いのでしょうか。</p>	<p>まずは、平常時から他施設や他法人と協力関係を築くことが大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の法人 ・ 所属している団体を通じての協力関係の整備 ・ 自治体を通じ地域での協力体制を構築 など、協定書締結だけでなく、普段から良好な関係を作ることを目指しましょう。
<p>他施設、地域との連携の具体策や協定書見本などが知りたい。研修や訓練のイメージは出来たが、具体的な事例をもう少し知りたい。</p>	<p>現時点で今後のセミナー等の開催は未定ですが、次回以降開催する場合には御意見を踏まえ対応してまいります。</p>
<p>自然災害のひな形の補足8：優先業務の検討のシートにて、優先業務を割り振りする表がありますが、数字で割り振ることは必須になりますか。数字で割り振りしても、誰がどう動くのか分かりづらいかと思いました。</p>	<p>数字で割り振りしなければならないものではなく、最終目的は現場対応力の向上であることから、事業所にとって運用しやすいものとするれば良いと思います。</p> <p>なお、ひな形を使用せずに独自のBCPを作成することも可能です。</p>
<p>通所や訪問系にある年1回の研修や訓練が義務付けされているが、この年1回の研修は、1人の職員が〇〇主催のBCP関係の講習会に参加しても研修を行ったこととして認められるのか。また、新入職員に対して管理者が研修として講話を行った場合でも、実施した場合でも年1回の研修を実施したとみなされるのか。</p>	<p>研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加することが望ましいとされており、例えば事業所内で講習会に参加した職員の伝達研修を行うなど、工夫して実施してください。</p>

③施設系サービス

質問	回答
BCP運用の際に必要な施設内での研修や訓練は、毎年施設で行っているBCPの内容に沿った、または類似した感染対策の研修や避難訓練と別に行うべきか。	BCPの趣旨に沿っていれば、併せて実施しても構いません。
BCPと防災計画について。目的が違うことは分かりましたが、事前準備や職員研修、訓練の実施、資料などは同じ形式の物を使用して良いですか。	既存の資料等で活用できるものがあれば活用していただいても良いですが、BCPの趣旨に基づいて役割分担や人員の配置、手順、物資調達などを確認できるものとしてください。
災害時の必要備品数や量についての説明をいただけるとありがたいです。施設の規模により異なると思うので、この規模であればこの程度のような例を教えてくださいと嬉しいです。	(厚生労働省：令和2年度BCP作成支援指導者養成研修資料より) 一般的には、行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するための備蓄が必要とされております。 〈参考：備蓄数の数え方〉※1人当たりの数量に日数を掛け合わせると備蓄数量の目安となる。 ・水：1人1日3リットル、3日で9リットル 飲食：1人1日3食、3日で9食 毛布：1人1枚 厚生労働省のガイドラインにも、備蓄品リストの例が掲載されているので参考にしてください。
内容を分かりやすく説明していただき、参考になりました。今後、研修や訓練をするにあたって、自分たちのBCPにするにはどうすれば良いか、もう少し具体例を出していただけるともっとありがたいです。	現時点で今後のセミナーの開催は未定ですが、次回以降開催する場合には御意見を踏まえ対応してまいります。

④居宅介護支援・介護予防支援

質問	回答
<p>当店は調剤薬局のため、BCPの厚生省のひな形に当てはまらないことが多いと思われるのですが、ひな形とかなり違うものになったとしても大丈夫なのでしょうか。まず、会社全体として作り上げてから各店舗におりてくると思うので、大丈夫だとは思いますが。</p>	<p>・BCPは実効性のあるものであることが第一です。 ・複数の事業所を持つ法人では、以下に留意し法人本部としてのBCPも別途作成することが望ましいとされております。</p> <p>①法人本部のBCPと施設・事業所単位のBCPが連動していること ②法人本部は各事業所と連携しながらBCPを作成すること ③法人本部と施設・事業所間の物資や職員派遣等の支援体制について</p>
<p>法人（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所）内の1人ケアマネですが、BCP研修・訓練の件で質問です。法人内で行えば良いのでしょうか。もしくは、地域のケアマネ協会や他の1人ケアマネと協力して行うのでしょうか。</p>	<p>利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要であることから、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>
<p>BCP作成以外の部分で申し訳ございませんが、講師が講義の中で仰られている件で、居宅介護支援事業所も研修や訓練の義務対象になるのでしょうか。</p>	<p>国の運営基準により、居宅介護支援事業所も研修や訓練の対象となります。</p>